

農協における集落営農組織への金融対応の現状

農林水産省 農林水産政策研究所
研究員 長谷川晃生

1 はじめに

2007年度から農業構造の改革を加速させることを目的に水田・畑作経営所得経営安定対策^(注1)が実施されている。同対策の対象者は認定農業者、一定の要件を満たす集落営農組織とし、一定規模以上の経営をおこなっていることが条件となっている。

ここ数年、各地域で経営所得安定対策の対象となる集落営農組織が数多く設立されている。これらのなかには、構成員からの出資金を十分に徴収せずに組織を立ち上げているケースもある。また麦・大豆を生産する集落営農組織では交付金の支払時期が06年度までと変更されたこともあり、生産資材等の支払いのための当座の資金調達が課題となっている^(注2)。さらに今後は農業機械を購入するための資金調達が課題となっていくものとみられる。

こうした状況のなかで、農協における集落営農組織への金融対応の現状について、JAバンクの取組みを概観した上で、事例を踏まえながらみていくことにする。

2 JAバンクにおける集落営農組織向け資金の創設等の動向

農林中金は05年4月に農業の担い手金融強化に向けたJAバンクとしての取組方針を打ち出した。そのなかで農協は集落営農組織、認定農業者等への対応、信農連、農林中金は農協の取組みを推進・支援するとしている。

そして体制を整備するために農協、信農連、農林中金に金融ニーズに対応する担い手金融リーダーを順次配置している。

こうした体制整備と併せて経営所得安定対策に対応するための資金を創設している。その1つが資材購入代金や労賃の支払い等の運転資金に対応するアグリスーパー資金である。融資対象は経営所得安定対策の担い手とし、主として生産資材を農協等から購入する際の代金立替等に充当できる当座貸越型の資金である。

もう1つはJA農機ハウスローンで、融資対象は法人、集落営農組織だけでなく小規模農家も利用できる仕組みとなっている。審査期間は原則3日程度とし、農業者の資金ニーズに素早く対応できるのが特徴である。これらの資金については、農林中金が全国要綱を整備し、農協、信農連は地域の状況に応じて新資金の創設や既存資金の拡充を進めている。

3 農協での具体的な取組状況

次に農協での具体的な取組状況についてみることにする。A県の農協系統では、集落営農組織の立ち上げや運営のための資金を有利な条件で迅速に提供できる体制づくりを進めてきた。運転資金については制度資金として農業経営改善促進資金（スーパーS資金）があるが、集落営農組織が法人化し認定農業者となった組織のみを融資対象としている。そこ

で06年2月に特定農業団体等の集落営農組織も利用できる資金を創設した。資金使途は運転資金だけでなく、農地取得、設備資金にも利用することができる。

またA県内のB農協では、経営所得安定対策の実施による集落営農組織の資金繰りの変化への対応として、07年度については生産資材、カンントリーエレベーター使用料等の決済サイトの延長をおこなっている。また上記の資金等を活用し、オペレーター賃金等に対する支払いのためのつなぎ資金が必要な組織に対して積極的な融資対応をおこなっている。

さらにC県の農協では、06年度から集落営農組織づくりのための農協独自の支援事業を実施している。^(注3) 1つ目は組織内の様々な活動等に必要な費用の助成をおこなうものである。2つ目は機械の共同利用による低コスト化を目的に、大型機械の導入を計画している集落営農組織に対して機械導入までの間の機械のレンタルをおこなう事業である。そして3つ目は特産品づくりを通し、集落営農組織

の活性化に向けた取組みを支援する事業である。集落営農組織において農業機械の共同利用をはかることは経費軽減に有効である。しかし組織の構成員が機械を自己所有していること、また資金借入については組織立ち上げの初期段階ということもあり構成員からの合意を得ることが難しい状況にあること等から、過渡的な措置としてレンタル事業をおこなっている。

4 おわりに

以上のように各県域では集落営農組織向けの資金を創設したり、資金繰りの変化に対応するために、生産資材、カンントリーエレベーター使用料等の決済サイトを延長している事例、さらには金融面だけでなく農業機械のレンタル事業や営農部署との連携によって組織の立ち上げから運営の初期段階に至るまで様々な支援をおこなっている。

今後は農業機械の購入や更新が始まってくものとみられ、資金調達が課題となるであろう。既に集落営農組織のなかには更新費用を準備し、補助金等を有効利用しながら自己資金で対応しようとしている組織もある。しかしながら、農林水産省が07年3月に実施した「集落営農活動実態調査」によると、直面している課題として（複数回答）、「次のリーダー候補者の育成・確保」（60.2％）に次いで「農業用機械・施設の更新資金の不足」を挙げる組織が42.6％と高くなっている。^(注4) こうしたことから今後とも農協において積極的な対応がなされていくことが求められている。

（はせがわ こうせい）

（注1）07年12月に制度内容の見直しが行われ、制度名称も品目横断的経営安定対策から変更された。

（注2）06年度までは、麦類は生産物の代金と麦作経営安定資金が収穫時期の7月ごろに、大豆については、生産物代金は4月に、交付金（概算払い）は12月に支払われるのが一般的であった。経営所得安定対策の実施により、07年度は固定払（緑ゲタ）が12月、成績払（黄ゲタ）が3月支払いとされている。したがって、06年度と比べて大豆交付金等に相当する金額が遅れて支払われることになる。ただし、08年度以降は07年12月の制度の見直しにより改善されるものとみられる。

（注3）C県の農協の支援事業は、経営所得安定対策の要件を満たさず対策の対象とならない組織も対象としている。

（注4）調査対象2,390組織の中には経営所得安定対策の対象以外の組織も含んでいる。